○国土交通省令第二十八号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建築災害対策研究官） **第五十条の四**　建築研究部に、建築災害対策研究官一人を置く。 ２　（略） （社会資本マネジメント研究センターの所掌事務） **第八十七条**　社会資本マネジメント研究センターは、次に掲げる事務（土木建築関係事務に関することに限る。）をつかさどる。 一　（略） 二　建設経済及び建設工事に係る環境の保全に関する調査、研究及び開発を行うこと。 三～五　（略） （社会資本マネジメント研究センターに置く室） **第八十九条**　（略） （建設経済・環境研究室の所掌事務） **第九十四条**　建設経済・環境研究室は、建設経済及び建設工事に係る環境の保全に関する調査、研究及び開発に関する事務をつかさどる。	（建築災害対策研究官） **第五十条の四**　建築研究部に、建築災害対策官一人を置く。 ２　（略） （社会資本マネジメント研究センターの所掌事務） **第八十七条**　社会資本マネジメント研究センターは、次に掲げる事務（土木建築関係事務に関することに限る。）をつかさどる。 一　（略） 二　建設経済に関する調査、研究及び開発を行うこと。 三～五　（略） （社会資本マネジメント研究センターに置く課等） **第八十九条**　（略） （建設経済・環境研究室の所掌事務） **第九十四条**　建設経済・環境研究室は、建設経済・環境に関する調査、研究及び開発に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報サービス課の所掌事務） **第四十二条**　情報サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　測量成果及び測量記録の供覧並びにこれらに係る書面の交付及び電磁的記録の提供に関すること。 五・六　（略）	（情報サービス課の所掌事務） **第四十二条**　情報サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　測量成果その他これに関連する資料の供覧及び謄本又は抄本の交付に関すること。 五・六　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌